

公共施設の使用料設定にあたっての基本方針

【 基本方針作成の趣旨】

多摩市には、多種多様な公共施設が整備され、市民の貴重な財産として日々活用されています。一方、これらの施設には、維持管理のための経費がかかり、その多くは、皆さんからの税金と施設を利用する方からの使用料等によって賄われています。

市が、経費の縮減や効率化に努めることはもちろんですが、使用料については、長年にわたって据え置かれてきたものも多く、社会経済状況の変化等を踏まえて、公共施設を利用する人と利用しない人との均衡等を考慮した、適正な見直しが必要となっています。

また、多くの公共施設が整備されている多摩市において、使用料のあり方を見直していくことは、将来にわたって安定したサービスを提供するため、施設の利用者も含め、市民が適正に負担を分かち合いながら、施設を長く大切に守っていくという観点からも、重要な課題です。

そこで、市では市民が利用する公共施設の使用料設定にあたっての基本的な考え方を整理し、統一的な指標を得るため、「多摩市使用料等審議会」に諮問し、平成16年10月15日に答申書が提出されました。

本基本方針は、この答申を尊重しながら作成した「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針（案）」へのパブリックコメントなどを経て、策定したものです。

【 基本方針の3本の柱】

基本方針では、「受益者負担の原則」、「共通的な使用料算定ルールの確立」、「減免規定の見直し」を、3本の柱として位置付けます。

1. 受益者負担の原則（第一の柱）

使用料は、公共施設などの利用者に、その利用の対価として負担していただいているものです。利用者から見れば、当然安価であればあるほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、市民全体で負担するということとなります。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。そこで、「受益者負担の原則」を基本方針の第一の柱とします。

2. 共通的な使用料算定ルール の 確立 (第二の柱)

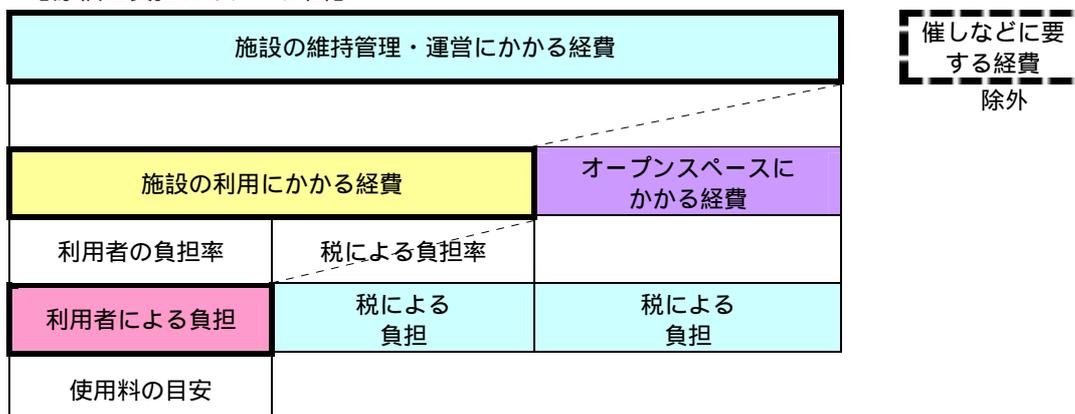
使用料算定のルールを、共通的なものとして、明らかにすることは、納税者が税負担の適正性をチェックすることと、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上でも重要なことだと考えます。そこで、市民にわかりやすい使用料算定ルールとして、統一的な方法で把握した原価（施設の利用にかかる費用）を、施設の性質別負担率に応じて利用者と税で分かち合うという方式を基本ルールとします。

(1) 基本ルール

使用料の算定は、以下の基本式により行うものとします。

$$\boxed{\text{使用料の目安}} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

【原価と負担のイメージ図】



(2) 原価について

原価（施設の利用にかかる費用）については、行政で使用されている会計に民間企業的な会計手法を用いた、行政コスト計算という手法を基本に算出します。行政コスト計算では、施設の維持管理や運営等に要した1年分の費用を、表1（次ページ参照）の項目により把握します。ここでいう費用には、施設の維持管理や運営のため直接的に支出した人件費や物件費などと共に、毎年度の費用として認識する必要のある減価償却費（使用などによる固定資産の価値の減少分）等が含まれます。

減価償却費など、資本に関連する経費については、税負担とするという考え方もありますが、多くの公共施設が整備されている多摩市においては、施設の老朽化による改築や大規模修繕、建替えに伴う経費の増大を見据えながら、こうした経費を含めた税負担と利用者負担とのあり方を考えていく必要があります。

したがって、施設の利用にかかる受益と負担の対応関係を明確にしながら、利用者を含めた市民全体が納得する使用料の金額としていくためにも、まず、減価償却費等も含め、施設の維持管理や運営等にかかる全ての項目にかかる費用を原価とし、各施設の公共性を踏まえた、施設毎の性質によって、利用者の負担と、市民全体の税による負担との比率を設定して、双方のバランスを図る手法が適切であると考えます。

なお、計算にあたっては、施設で行われる催しなどに要する経費については除外します。

【表1 行政コスト計算の手法による費用の項目】

項目	説明
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員人件費や退職給与引当金繰入等
物件費	光熱水費、委託料、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
維持補修費	修繕料や、維持補修工事費など施設の維持補修に係る経費
補助費等	火災保険料、運営上必要となった謝礼金、施設の維持管理・運営に係る補助金など
減価償却費	建物等の減価償却費の当該年度分
公債費（利子分のみ）	当該年度に返済した公債費の利子分
債務負担行為支出額（利子分のみ）	割賦による土地購入費等に係る債務負担行為支出額の年度利子分

【特記事項】

人件費の算出について：他の業務を持つ場合や、他の施設と兼任している場合については当該施設の維持管理や運営に携わる分のみを算入します。

併設施設の取り扱い：施設全体にかかる光熱水費や委託料等もあることから、その場合には、当該施設分のみを算入します。

減価償却費について：減価償却費は、取得価額÷耐用年数により算出します。

会議室等の利用の場合の原価計算

会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸し切りで利用する場合には、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

$$\boxed{\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間} = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの原価}}$$

個人利用施設の場合の原価計算

温水プールなどのように、ある一定の部屋（区画）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人あたりの原価を計算します。

$$\boxed{\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設利用者目標数} = \text{一人当たりの原価}}$$

(3) 施設の性質別負担率

多種多様な公共施設の使用料設定にあたっては、施設毎のサービスの性質を考慮しながら、施設を分類し、その公共性に応じて、利用者と市民が納める税で適正に負担を分かち合うことが必要となります。そこで、双方のバランスを図り、負担の公平性、公正性を確保するため、以下の基準により施設を分類し、利用者の負担と、市民全体の税による負担との比率を設定します。(施設の性質別分類と負担率は次ページ表2参照)

< 基礎的か、基礎以上かによる基準 >

- 市民が日常生活を営む上で最低限必要なサービス(基礎的サービス)か、生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービス(基礎以上のサービス)か
 - ライフステージに応じて、ほとんどの市民に必要とされるサービス(基礎的サービス)か、それ以外のサービス(基礎以上のサービス)か
- 社会的・経済的弱者を対象に、社会のセーフティネットにあたるサービス(基礎的サービス)か、それ以外のサービス(基礎以上のサービス)か
 - 基礎的サービスについては、必要とする人が利用できるように、一定程度の税を投入し、利用者負担を一定水準以下に維持する必要がある。

< 民間による類似施設の提供の有無による基準 >

- 類似施設が民間によって提供されているかどうか
 - 民間によって提供されていない場合は、利用の選択性が低く、一定程度税を投入してサービス水準を維持する必要がある。
 - 民間によって提供されている場合は、利用の選択性があり、また税を投入することで民間を圧迫し民の参入の機会を狭めてしまう可能性がある。

< 基礎以上でかつ民間に類似施設があるものについての細分化の基準 >

- 特に基礎以上のサービスで、かつ民間による類似施設があるものについては、更に以下の基準により細分化して区分することとしました。
- (ア) 民間との競合性が高い施設
 - (イ) 市内全域的に利用される施設、民間との競合性がある施設
 - (ウ) 特に地域活動や市民活動の活性化につながる施設
- (ウ)の区分については、多摩市の市民活動の活性化を図る観点から、利用者負担率を低めに設定。

【表2 施設の性質別分類と負担率】

分類基準		区分	施設	施設の利用に係る経費の負担率
基礎以上	高競民 い合間 施性との 設がの	F	市民保養所 〔駐車場(＊)〕	【利用者負担】 100% 【税(市民)による負担】 0%
	ある民さ市 施間の内全 設との施域的 の競設的に 合性利用 が	E	複合文化施設(バルテノン多摩) 「各種スポーツ施設」 温水プール 庭球場 球技場、 野球場 ゲートボール場、 相撲場 キャンプ練習場 総合体育館 公民館(ホール、ギャラリー) 〔駐輪場(＊)〕	【利用者負担】 75% 【税(市民)による負担】 25%
	活特 性化地 に域 つ活 な動 がや る市 施民 設活 動の	D	「会議室、集会室等の利用」 公民館(会議室) コミュニティセンター (コミュニティルーム) 地区市民ホール(会議室等) 消費生活センター (講座室、科学室、調理室) TAMA女性センター (ワークショップルーム) 総合福祉センター (多目的フロア等) 資源化センター(多目的ホール) 旧多摩聖蹟記念館 旧富澤家(奥の間等) 公園(みどりの家、農家風休憩施設)	【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%
	(ま たは い) 類民間 似による 施設の 提供の は少な し	C	陸上競技場、武道館、 少年自然の家	
基礎的	類民間 似による 施設の 提供あり	B	〔「サービスの利用」(＊) 保育園、幼稚園、学童クラブ、 いきがいデイサービスセンター〕	【利用者負担】 0～50% 【税(市民)による負担】 50～100%
	類民間 似による 施設の 提供なし	A	児童館 老人福祉館 道路 公園	

注1 法令により、使用料を徴収することができない施設(例・小・中学校、図書館)や算定基準が規定されている施設(例・市営住宅、デイサービスセンター)は本表から除外している。

注2 ＊印(単に施設を利用するというより、そこで提供されるサービスの利用にかかる対価としての性質をもっている施設、あるいは、近隣・民間に準拠して定める必要性が強く、市として原価により使用料を設定することが困難な施設)は、他の基準で使用料を決定するもの。(位置付けだけを参考として表に記載。)

注3 条例で使用料を定めない家庭菜園などの施設は、本基準に準ずるものとする。

3. 無料・減免規定の見直し（第三の柱）

使用料の無料・減免規定は、施設の利用促進などに一定の効果をあげています。しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあります。そこで、これまでの無料・減免規定の見直しを図り、今後、減免規定を適用する場合には、市民の皆さんにわかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲に限定します。

(1) 新しい減免基準

利用者の活動内容等に基づく、無料・減免規定については見直しを図ります。

今後、減免規定を適用する場合には、原則として下記の項目の中での対応を図ります。

区分	減免の内容	備考
市、市の機関又は当該施設の管理運営団体が利用する場合	免除	行政目的及び管理運営団体が公共的目的で利用する場合に限る。
市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校が利用する場合	免除	幼児・児童等を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。
構成員の過半数を中学生以下の児童・生徒が占める団体が利用する場合、または中学生以下の児童・生徒が個人で利用する場合	2分の1減額	子どもの健全育成を図るため。
構成員の過半数を障がい者が占める団体が利用する場合、または障がい者が個人で利用する場合	2分の1減額 介助者 免除	障がい者の社会参加の促進を図るため。 (介助者の免除は障がい者が個人で利用する場合に適用。)
その他市長が限定的に認める特別の事情や理由がある場合	減額 または免除	適用する場合は、理由を明確にする。

個人で利用する場合とは、例えば「大人100円」というように、個人単位での料金設定をしている施設の利用を指します。

下記の項目については、必要に応じて配慮します。

区分	減免の内容	適用施設
構成員の過半数を高齢者が占める団体が利用する場合	減額	高齢者の社会参加を促進する観点から、利用が特に多く見込まれる施設に適用 (総合福祉センター)
構成員の過半数を高校生(中学生以下の児童・生徒を含む。)が占める団体が利用する場合、または高校生が個人で利用する場合	減額	高校生の居場所づくり、健全育成の面から、特に利用の促進を図る施設に適用 (公民館等)
高齢者が個人で利用する場合	減額 (シニア料金)	高齢者の体力向上及び健康維持の面から、特に利用の促進を図る施設に適用 (温水プール)

(2) 市外料金の設定

市外の団体・個人の利用にあたっては、原則として市外料金(2倍を目安)を設定します。

【 急激な負担増への配慮】

以上の方法による、原価計算と性質別負担率により、使用料の目安が決定します。

しかしながら、これまで利用のほとんどが無料や免除となっている場合や、使用料の目安が現行使用料を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増となります。そこで以下のような対応を図ることとしました。

現在、利用団体等のほとんど（9割以上が目安）が無料で利用している施設の場合、見直しの第1段階としては、減免規定等の見直しを図り、現行の料金設定は据え置くこととします。

使用料の目安が、現状の使用料を大幅に上回る場合の利用者の急激な負担増を避けるため、改定上限率の目安を設定します。

なお、改定後の使用料の単位は100円単位を基本とします。

現行料金	改定上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1,000円以下	50%
1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者一人あたりの負担増につながることから、上記とは別に改定上限率の目安を設定します。

現行料金	改定上限率
100円以下	100%
100円を超える	50%

【 見直しにあたって】

見直しにあたっては、以下の事項について市民に明確にします。

使用料算出の積算根拠

- ・算定の基本ルールに基づく算出金額
 - ・上記に付加した要素がある場合はその内容と理由
- 見直しを行うことによる使用料収入の見込みと現行との比較
効率的な運営やサービス向上努力の内容

【 個別の使用料設定及び改定】

今後、市民が利用する公共施設使用料の設定及び改定にあたっては、本基本方針を踏まえて検討することとします。また、使用料の見直しは、原則として3年毎に行います。なお、本方針についても、原則として6年毎に見直しを行います。